

## 認知言語学は使役についてどう考えるべきか

田中太一（東京農工大学） 松田俊介（東京大学） 長谷川明香（東京造形大学）

## 1. はじめに

本発表では、意味分析において使役事象に着目することの意義を確認したのち、述語の意味は事象という全体像において検討する必要があることを示す。そのうえで、使役事象とはそもそもどのように見出されるものなのかを検討する。

## 2. 事象の性質と意味分析

日本語には (1)・(2) のように、主語の指示対象が述語が表す事象を引き起こしているとは考えづらい事象を表す使役構文が存在する。

- (1) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。 (天野 2002: 119 = 井上 1976: 11)  
 (2) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で尾根を飛ばしたそうだ。 (天野 2002: 119)

天野 (2002) は (1)・(2) のような事例を「状態変化主主体の他動詞文」として特徴づけている。たとえば、(1) の〈私たち〉は実際には〈家財道具〉にたいして全く働きかけておらず、その意味で動作主ではないと考えられる。それにも関わらず他動詞文の主語として現れることができるのは、「空襲」という他者の力が加わって、自分の所有物である「家財道具」が焼けてしまったという状態に変化した者である」(天野 2002: 124) ため、言い換えれば、「状態変化主」として事態を所有することによって事態に関与しているからだとされる。このような関与が要請されるのは、他動詞文であるための《基準的意味》として「〈二つの実体（主体と客体）が動きに関与する、ただし主体は非受動的に関与する〉」(天野 2002: 142) 必要があるためである。また、このような分析を反映して、(1)・(2) と (3)・(4) は「ほぼ同じような意味」だと述べられている (天野 2002: 123)。

- (3) 私たちは、空襲で家財道具がみんな焼けてしまった。 (天野 2002: 123)  
 (4) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根が飛んだそうだ。 (天野 2002: 123)

「状態変化主主体の他動詞文」には、次の 2 つの条件、および 1 つの制約が設定されている<sup>1</sup>。

- (5) 条件【1】 述語の他動詞が主体の動きと客体の変化の両方の意味を表し、主体の意志性を無化することが可能な他動詞である。

条件【2】 事態の直接の引き起こし手を言語的に明示することが可能である。

制約 ガ格名詞句とヲ格名詞句が密接な意味的關係を持つと解釈されなければならない。

(天野 2002: 117)

<sup>1</sup> 天野 (2002: 134) では、「構文独立的にその存在の有無を問える」ことがらを「条件」と、「構文成立上、ある言語的特徴がそこに創出されなければならないということ」を、「制約」と呼ぶとされている。ただし、本発表の議論にとってこの違いは重要ではない。

天野 (2002: 6 章 4 節・5 節) は、これらの条件・制約の役割について次のように説明している。条件【1】の前半部は、対象の変化を意味に含むことによって、主体による対象への働きかけが希薄であっても動詞として成立することを保証するものである。後半部はそのような働きかけの希薄化が実際に可能であることを保証している。条件【2】が要請されるのは、当該の事態が主語の指示対象以外によって引き起こされたものであると解釈するためである。また、「制約」の存在は、対象に起こった変化が主語の指示対象の変化を構成することの根拠となっている。

たしかに、(1)・(2)はこの条件および制約を満たしている。このことから、(5)は状態変化主主体の他動詞文を正しく規定するものだと思われるかもしれない。しかしながら、(5)を満たしながらも不自然になる例の存在が指摘されている。(6)では、「焼く」という動詞が使われ(条件【1】)、火事という直接の原因を明示しており(条件【2】)、さらに、ポチと犬小屋に(所有権関係という)密接な意味的關係があり(制約)、小屋を失うという変化がポチに生じる事象を表しているにもかかわらず、不自然な文となっている。同様に、(1)の主語を「(あの)赤ちゃん」に置き換えた(7)や、直接的行為者を〈天変地異〉や〈UFOの襲来〉に置き換えた(8)も、(5)を満たしているにもかかわらず(多くの場合に)容認性の低い文となるだろう。さらに、同様の事態を(9)のように表現した場合には自然な表現となることから、ここでは「焼く」という他動詞が用いられている点が重要だと考えられる。(5)はどのように修正する必要があるだろうか。

- (6) ??ポチは、火事で犬小屋を焼いてしまった。 (長谷川 2011: 110)
- (7) ??あの赤ちゃんは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。 (作例)
- (8) ??私たちは、{天変地異/UFOの襲来}で家財道具をみんな焼いてしまった。 (作例)
- (9) ポチは、火事で犬小屋が焼けてしまった。 (作例)

まず、条件【2】は実質的に、主語の指示対象以外の直接的行為者の存在という、当該構文によって表現される事象の性格そのものを規定する役割を果たすものであるため、そのまま維持される<sup>2</sup>。問題となるのは、条件【1】および「制約」(の解釈)である。上述した条件【1】および制約の働きにより(1)の「焼く」はおおよそ、「対象が焼けることによって、その対象と密接な関係を持つ主語の指示対象が何らかの変化を被る」という意味であることになる。しかしながら、このように考えてしまうと(6)～(8)の容認性の低さが説明できなくなる。

この問題には、「負の行為」にかんする西村 (1998) の分析を踏まえ、条件【1】および制約をそれぞれ、事態認定の基準(第2発表)と責任の根拠(第3発表)として読み替えることで対処できる。(1)では、〈私たち〉と〈家財道具〉の間に所有者と所有物という責任の根拠となる関係が成立しており、さらに〈空襲〉は(現実には対処が極めて困難であったとしても)一定の予測可能性を有する事態だと考えられる。そのため、〈私たち〉は〈家財道具が焼ける〉という事象を自ら引き起こした場合でなくとも、それを防ぐことができなかったという点で事後的に行為者としての資格を有することになる<sup>3</sup>。このよ

<sup>2</sup> 実際、天野 (2002: 139) は直接的行為者が文に明示されていない場合であっても、「事態の直接的な引き起こし手が主体以外に存在するということが了解されているならば、主体を引き起こし手以外の意味に解釈することが可能になる」というように、事態への捉え方に言及している。

<sup>3</sup> このような事後的な行為の認定は、(1)の〈私たち〉が空襲の被害を受けなかった場合には、たとえ〈家財道具〉の焼失に対して何ら対策を取っていなかったとしても、(a)のように描写するのは不自然であることから確かめられる。

(a) #あの人たちは、家財道具を焼いている最中だ。

うな分析は、使役行為のプロトタイプ（第1発表）を設定し、そこからの拡張として「状態変化主主体の他動詞文」を捉えるものとなっている。一方で天野（2002: 142）の《基準的意味》は、他動詞文が表す事象の全てに当てはまる（ことが志向された）スキーマ性の高いものであるために、使役行為としての側面が見過ごされてしまったのであろう<sup>4</sup>。

### 3. 事象全体の把握と言語表現

本節では、日本手話の使役表現を手がかりとして、話し手・聞き手による事象の把握と、言語表現の関係を検討する。視覚言語である日本手話には、身体動作を表す表現の多くが高い類像性を有し、原因と結果の関係を見て取りやすいという利点がある。日本手話で直接使役を表す代表的方法として次の3種が挙げられる。①独立型：原因と結果を別々に表す、②融合型：原因と結果を同時に表す、③冗長型：原因と結果を同時に表したあとで、再び結果を表す。

(10) は独立型の例である。〈刺す〉ことと〈死ぬ〉ことに因果関係があることを明示する記号は含まれていないが、ここには因果関係が読み込まれており、〈Xが刺すという行為を行ったあとで、それとは無関係にYが死ぬという事象が生じる〉と解釈することはできない。

(10) 刺し殺す



融合型としては次の(11)が、冗長型としては次の(12)が挙げられる。(11)は通常〈ドア全体が動いてドアが開く〉というように解釈される。しかし、場合によっては〈ドアノブだけが動いて、ドア全体は動いてない〉という解釈も可能である。それに対して、(12)はドア全体が動いているという解釈にしかならない。つまり、(11)における〈ドアが開く〉という意味は、必須要素とは必ずしも言えないかもしれないのである。

(11) ドアを引いて開ける



ドアを引いて開ける

(12) ドアを引いて開ける



ドアを引いて開ける      ドアが開く (開いている)

<sup>4</sup> 天野（2002: 146）が西村（1998）への反論として挙げている（b）は、おそらくは主として全体と部分の非対称性に由来する使役構文であり、本節で扱ったものとはまた別の類とみなすべきだと思われる。

（b） 街路樹はすっかり葉を落としている。

（天野 2002: 146）

この場合にドア全体の移動は意味に含まれていると考えられるだろうか。たとえば、久野・高見 (2014: 104–109) は英語の *persuade* について、(13) のように説得によって意図が生じた行為のキャンセルが可能であるにもかかわらず、(14) のように明確な理由なく行為が行われなかったと述べると不自然になることから、*persuade* には「極めて強度の暗意」(久野・高見 2014: 106) があると述べている。

(13) John persuaded her to come to the party, but she forgot to. (久野・高見 2014: 105)

(14) \*John persuaded her to go, but she {wouldn't / refused to}. (久野・高見 2014: 104)

すなわち、*persuade* そのものの意味は行為の意図を生じさせるところまでであり、実行まで至ったというように通常理解されるのは、あくまで推論によって補った結果だと分析するということである。(11) にこの分析を当てはめると、この表現はドアノブを移動させたということだけを意味しており、ドアが空いたという結果は推論によって補われたものだということになる。しかしながら、〈ドアノブだけが動いて、ドア全体は動いてない〉という解釈はむしろ、特別な状況がなければ難しいものであり、一度その意味を経由していると想定するのは不自然ではないだろうか。私たちの生きる世界では、ドアノブを移動させれば普通、ドア全体が移動するのであり、言語記号の意味もまた、そのような因果的連関に基づいて生じるものとみなすのが妥当ではないだろうか。

#### 4. 使役とはどのような事象か

##### 4.1. 反事実的仮定説とその問題

Shibatani (1976: 1) は使役構文を概略、原因事象の後に結果事象が生じ、かつ (他の条件が全て等しい場合) 前者が生じなければ後者も生じなかったとする話し手の信念によって特徴づけている。たとえば、「太郎は次郎を殺した」であれば、太郎による次郎への働きかけがなければ次郎は死ななかったと判断できる状況を表しているということである。太郎が何もしなくとも次郎が死ぬことが決まっていれば、〈太郎が次郎を殺す〉という事象は生じないということからすれば、このような特徴づけには一定の説得力があるように思われる。しかしながら、このような使役事象 (因果性) の規定には「原因と背景条件の区別」や、「多重決定」などの問題点が存在するとしばしば指摘されている (Pinker 2007: 第 4 章)。

原因と背景条件の区別の例として、マッチの発火における摩擦と酸素の関係が挙げられる。マッチを擦って火が付いた場合、摩擦を与えたことが原因であり、酸素の存在は背景条件となっていると考えられるが、「もし酸素がなければ火はつかなかった」と考えることができるため、反事実的仮定では酸素の存在が発火の原因となってしまう (Pinker 2007: 213f.)。多重決定の問題は次のようなものである。1 人の囚人に対し複数の兵士が完全に同時に一斉射撃を行った場合、兵士 1 の射撃がなくとも囚人は死ぬことになり、さらに兵士 2 の射撃がなくとも囚人は死ぬことになり、兵士 3 の……というように、反事実的仮定説をとると、どの射撃も (他の条件が全て等しい場合に、その射撃がなければ囚人は死ななかったとは判断できないため) 囚人の死の原因ではないことになるが、これはいかにも不合理である (Pinker 2007: 215)<sup>5</sup>。Pinker (2007: 第 4 章) はこのような問題を回避し、使役事象をより直接的に捉える枠組みとして、Talmy (2000) による力動性 (force dynamics) を紹介している。

<sup>5</sup> ただし、このことが Shibatani (1976) の規定に照らして本当に不合理かどうかは慎重に検討すべき問題である。

## 4.2. 力動性の説明力について

本節では Talmy (2000) を参照し、力動性の基本的な枠組みを導入したのち、その説明力を検討する。力動性とは、ごく簡単に言えば2つの参加者が持つ力の相互作用によって事象を構造化する枠組みであり、強制使役 (causing) だけでなく、許容使役 (letting) をも統一的に扱えるという特徴を持つ<sup>6</sup>。主たる注意の対象となる参加者は主動子 (agonist) と呼ばれ、それに対立する力を持つ参加者は拮抗子 (antagonist) と呼ばれる。主動子は〈活動〉あるいは〈静止〉という傾向のいずれかを有し、それが拮抗子によって妨げられる場合には強制使役となり、妨げられずに実現する場合には許容使役となる。たとえば、(15) は主動子であるランプが〈静止〉という傾向を有しているのに対し、ボールが力を加えることで、その傾向の実現が妨げられる(テーブルから落下する)という強制使役を表している、(16) は主動子である水が〈活動〉という傾向を有しているのに対し、(タンクの) 栓が力を加えるのをやめることで、その傾向が実現する(水がタンクから流れ出る)という許容使役を表していると分析される。

(15) The ball's hitting it made the lamp topple from the table. (Talmy 2000: 418)

(16) The plug's coming loose let the water flow from the tank. (Talmy 2000: 418)

では、Pinker (2007) が指摘するように、使役事象を力動性の観点から基礎づけることで、反事実的仮定説を取った場合の問題は実際に解消されるのだろうか。たしかに、(15) や (16) のような事象であれば、物体間に働く力の相互作用が直接に読み取られていると考えることができるかもしれない。ただし、この場合の力動性はあくまで具体物の間に成立する物理的関係であることに注意が必要である。使役事象を把握する枠組みとしての力動性は、この物理的接触に由来するメタファーによって他の領域における使役事象を捉えるものである。一般にメタファーでは、起点領域が有する特徴の全てを目標領域が有しているわけではない。つまり、起点領域である物理的接触を私たちが直接把握することができるからといって、人による行為や負の行為による使役事象までも直接に把握しているとは言えないのである。

実際のところ、(メタファーとしての) 力動性によって「原因と背景条件の区別」や「多重決定」といった問題に対処することはできない。まず注意すべきは、Pinker (2007: 222f.) 自身が述べているように、力動性は反事実的仮定を含んでいるという点である。主動子が持つ傾向とは「拮抗子が存在しなかった場合」のあり方にほかならない。では、私たちはどのようにして拮抗子を選択しているのだろうか。

4.1 節で挙げた複数の兵士が1人の囚人を一斉に処刑する場合を例に考えてみよう。まず、一般に人が突然絶命することは想定しづらいため、ここでの主動子(囚人)は〈活動〉という傾向を持っていると考えることができる。この事象が強制使役である場合には、拮抗子である兵士が銃で打つという仕方でも力を加えることによって、傾向の実現が妨げられ〈静止〉すると捉えられていることになる。では、どの兵士が拮抗子になるのだろうか。兵士1も兵士2も兵士3も……それぞれに囚人を殺したとするのは直感に反する(そもそも一斉射撃を行うのは多くの場合、このようにどの兵士も個人として殺したとは言い難い状況を作り出すためであろう)。同時に同じ状況を、兵士1が射撃しなくとも兵士2・3……が射撃すれば囚人は死ぬことになることを踏まえ、〈静止〉する傾向を有する囚人に対し、その傾向を実現させる許容使役であると捉えることもできるだろう。たとえば、本心では囚人を助けたいと思っていた兵士1を拮抗子とした場合、この状況を「兵士1は囚人を見殺しにしてしまった」などと表現するこ

<sup>6</sup> 複数の参加者が因果的に関与する事象は、2つの参加者の力関係が積み重なったものとして分析される。

とができる。しかしその際には、どの兵士も（囚人の持つ傾向を実現させただけなのだから）囚人の死を引き起こして (causing) いないことになってしまう。これもまた不合理である。つまり、この状況はそもそも原因を切り出すことが困難な事象であり、反事実的仮定説であれ力動性説であれ、明確な答えを与えることはできない（し、むしろ事実を的確に反映していると言える）のである。さらに、本発表2節や第3発表で主に検討した責任に由来する使役事象では、直接観察可能な力動性の存在は認め難く、むしろ、反事実的仮定のほうが中心的役割を担っているように思われる<sup>7</sup>。使役事象にとって反事実的仮定と力動性のどちらがより本質的な要件なのかは定かではないが、両者が Pinker (2007) が述べる関係にないことは明らかである。

#### 4.3. 負の行為は行為か行為の不在か

池上 (1981: 189) は許容使役を (17) のように規定し、「〈遊ばせておく〉ということは、〈遊ばないようにすることをしない〉ということ」だという例を挙げている。一方で、Ikegami (1982) では、〈(自分の) 足を折る〉といった、責任に基づく因果認定については (18) のように規定している。

(17) W LET [S] ≡ W NOT CAUSE [NOT S] (池上 1981: 189)

(18) X NOT PREVENT something ≡ X CAUSE something (Ikegami 1982: 110; 一部省略)

一見して分かるように、(17) はこれだけでは許容使役の規定として不十分である。もし、行為者 (w) が出来事 (s) に対して許容使役の関係にある (LET) ことが、当の出来事が起こらないようにしなかったこと (NOT CAUSE [NOT S]) と等しいのであれば、その出来事と関わりを持たないあらゆる主体が許容使役の行為者となってしまう。この問題はおそらく池上 (1981: 189) も把握しており、(17) の直前で「動作主がある出来事を阻止する力を持っているけれどもそれを意識的に行使せず、そのためその出来事が起ったり、そのまま続いたりするという場合」という説明を行っている。ここでの「意識的に行使せず」は〈行使しないことを意識的に行った〉という意味だと考えられる。そうだとすると、(17) と (18) は実質的に同趣旨のことを述べていることになる。何かを行わないことは同時に、別の何かを行うことでもある。使役事象の十全な分析には、行為の構造を掘り下げることが不可欠であろう。

#### 参考文献

天野みどり (2002) 『文の理解と意味の創造』笠間書院。／長谷川明香 (2011) 「日本語の特殊な使役構文をめぐって」『杏林大学研究報告 教養部門』28: 107-116。／池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学』大修館書店。／Ikegami, Yoshihiko (1982) 'Indirect causation' and 'de-agentivization' 『外国語科研究紀要』29 (3): 95-112。／井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 下』大修館書店。／久野暉・高見健一 (2014) 『謎解きの英文法：使役』くろしお出版。／西村義樹 (1998) 「行為者と使役構文」中右実・西村義樹『構文と事象構造』107-203. 研究社。／Pinker, Steven (2007) *The stuff of thought*. Viking。／Shibatani Masayoshi (1976) The grammar of causative constructions, In *The grammar of causative constructions*, ed. by Masayoshi Shibatani: 1-40, Academic Press。／Talmy, Leonard (2000) *Toward a cognitive semantics*, vol. 1. Cambridge University Press.

<sup>7</sup> さらに、力動性において主動子や拮抗子とされる対象の認定は、環境に対する主体の働きかけ（の可能性）によって規定される部分も多い。たとえば、本とカバーは別々の対象と見なすことができるが、接着されている場合には単一の対象と見なすのが普通であろう。ここには、〈力を加えても分離できない〉というしかたで反事実的仮定が含まれている。